

## 三島市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業のご案内

### ＜静岡県補助金交付事業＞

三島市では、がんによる療養生活（終末期）で、対象者本人や支える家族のQOL向上の一端を担う在宅療養サービスについて、費用の一部補助する事業を実施しています。

#### 1 対象になる方（以下の要件を全て満たす方）

- ① 三島市に住所を有する方
- ② サービス利用時に40歳未満の方
- ③ がん治癒を目的とした治療を行わない（医師に医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された）方

#### 2 補助対象の内容

内 容	対象年齢	補助上限金額
居宅サービス	0-20歳未満で「小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業」による補助を受けている方	*50,000円×0.9（月額）
居宅サービス	20-40歳未満及び、 0-20歳未満で上記に該当しない方	*50,000円×0.9（月額）
福祉用具貸与		*30,000円×0.9（月額）
福祉用具購入		*50,000円×0.9（1人あたり）

#### 3 サービスの利用料の支払いについて

実際にかかった費用を全額利用者に請求してください。

利用者から事業者への支払い後、上記2の表に基づき市から利用者に対象金額を補助します。  
（事業者から市に請求をする必要はありません）

#### 4 サービス提供事業者（各事業所）にお願いしたいこと

##### ●三島市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業実施報告書（様式第5号）

※必要事項を記入の上、利用者に渡してください。

##### ●サービスごとの領収書

※領収書については、申請者の氏名（上様の記載は×）、サービス内容、サービス利用月、月ごとの請求金額（上記実施報告書の金額と同額）、サービス提供事業者（各事業所）の住所、名称、電話番号を記載してください。

## 5. Q&A

質 問	回 答
訪問介護における介護タクシーに係る費用はどのようなものになりますか	この制度において、対象となるものは、介護タクシーへの訪問介護員による乗降介助を受けることで発生する介護サービス費用のことになります (例) タクシー運賃は補助対象となりません。
福祉用具の貸与及び購入品目は決まっていますか	この制度において、対象者の在宅療養生活に資する品目であれば、決まった品目はありません。
この制度の各補助上限額は毎年適用されますか	1人当りの上限額のため、年度が変わっても新たに上限額は設定されません。上限額いっぱい補助し終わったらそれで終了となります。
年度をまたぐ場合、医師の意見書も新たに提出するのですか	再度医師に書類の提出をしてもらう必要はありません。
医師の意見書に係る負担は補助対象ですか	補助対象外です。本人負担となります。

## 6. その他

補助対象者（申請者）や、かかりつけ医療機関から、サービス提供事業者（各事業所）に対して、サービスの利用について相談があった場合、事後申請での利用料について、静岡県は不可としています。申請の進捗について、下記までお問い合わせください。

## 7. 申請先及び問い合わせ先

〒411-0832 三島市南二日町8番35号（三島市立保健センター）

三島市健康づくり課 成人保健係

電話：055-981-4563 FAX 055-976-8896

メール：[kenkou@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:kenkou@city.mishima.shizuoka.jp)